



青森県報

第二千六百六十七号

平成十五年四月三十日(水曜日)

目次

規 則

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規
 則……………(文化・スポ
 ツ振興課)……………一

告 示

青森県特定非営利活動促進法施行細則の規定による閲覧場
 所の一部改正……………(同)……………二
 地籍調査事業計画……………(農村整備課)……………三
 基本測量の実施……………(監理課)……………三
 右 同……………(同)……………三
 旧過疎地域活性化特別措置法による公共下水道に関する工
 事の完了……………(都市計画課)……………四

公 告

右 同……………(同)……………四
 右 同……………(同)……………四
 右 同……………(同)……………五
 右 同……………(同)……………五
 右 同……………(同)……………五
 右 同……………(同)……………六
 右 同……………(同)……………六
 右 同……………(同)……………六
 右 同……………(同)……………七

正 誤

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営振興課)……………七
 平成十五年四月十六日定例目次及び告示中……………(漁港漁場
 整備課)……………九
 平成十五年四月二十三日定例告示中……………(港湾空港課)……………九

規 則

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年四月三十日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第五十四号

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

青森県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年十月青森県規則第九十七号)の一
 部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十号及び第十一号」を「第七号及び第八号」に改める。

第四条中「含む」の下に「。第九条第二項において同じ」を加える。

第五条中「規定により設立の時に作成する」を「設立の時の」に、「設立の翌々年
 (事業年度を設けている場合は、設立当初の事業年度の翌々事業年度)」を「設立当
 初の事業年度の翌々事業年度」に改める。

第六条に次の一項を加える。

2 法第二十三条第二項の規定により提出する条例第一項第四号に掲げる書面は、法第二十三条第一項の規定による届出の日前六月以内に作成されたものでなければならぬ。

第七条第二項中「及び法」を「当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに法」に改める。

第九条中第八項を第九項とし、第二項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 特定非営利活動法人は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める時期に知事に提出しなければならない。

一 条例第四条第二項第一号に掲げる書類 法第十三条第二項の規定による届出書の提出時に併せて

二 条例第四条第二項第二号に掲げる書類 定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく

第十七条中「A列4番」を「A列四番」に改める。

第三十一条様式(の(備考)第三)中「役員名簿」の次に「(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)」を挿入し、同第三中「の就任承諾書」を「が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本」に改め、同第三中「第10条第1項第2号ロ」を「第10条第1項第2号ハ」に改め、同第三及び同第四を「第10条第1項第6号」に改め、同第三の次に「第10条第1項第7号」を「第10条第1項第8号」に改め、同第三の次に「第10条第1項第9号」及び同第十の次に「第10条第1項第10号」を加える。

設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 (法第10条第1項第7号)

〔2部〕

設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書 (法第10条第1項第8号)

〔2部〕

第三十一条様式(の(備考)第三)中の「及び法」

第三十一条様式(の(備考)第三)中の「の就任承諾書」を「が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本」に改め、同第三を「第10条第1項第6号」に改め、同第三の次に「第10条第1項第7号」を「第10条第1項第8号」に改め、同第三の次に「第10条第1項第9号」及び同第十の次に「第10条第1項第10号」を加える。

第三十一条様式(の(備考)第三)中の「及び変更後の定款」を「、変更後の定款 (法第25条

第4項)〔2部〕並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書(当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。)」に改め、同(備考)第六中の「役員名簿」の次に「(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)」を挿入し、同第六中の「第10条第1項第8号に掲げる書類」を「第14条において準用する民法第51条第1項の設立の時の財産目録」に改める。

第三十一条様式(の(備考)第三)中の「役員名簿」の次に「(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)」を加え、同第三中の「の就任承諾書」を「が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本」に改め、同第三中の「第10条第1項第2号ロ」を「第10条第1項第2号ハ」に改め、同第三及び同第四を「第10条第1項第6号」に改め、同第三の次に「第10条第1項第7号」を「第10条第1項第8号」に改め、同第三の次に「第10条第1項第9号」及び同第十の次に「第10条第1項第10号」を加える。

合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 (法第10条第1項第7号)

〔2部〕

合併当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書 (法第10条第1項第8号)

〔2部〕

第三十一条様式(の(備考)第三)中の「及び法」

附 則

- 1 この規則は、平成十五年五月一日から施行する。
- 2 設立の認証に係る定款に事業年度の定めのない特定非営利活動法人については、改正後の青森県特定非営利活動促進法施行細則第五条の規定の適用については、同条中「設立初期の事業年度の翌々事業年度」とあるのを、「設立の翌々年」とする。



青森県知事 三田十三郎

平成十年十二月一日青森県告示第七百九十三号 (青森県特定非営利活動促進法施行規則の規定による閲覧の場所)の一部を次のように改正し、平成十五年五月一日から

施行する。

平成十五年四月三十日

青森県知事 木 村 守 男

「第九条第二項」を「第九条第三項」に改める。

青森県告示第三百十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成十五年度地籍調査事業計画を次のとおり定めただので、同条第五項の規定により公示する。

平成十五年四月三十日

青森県知事 木 村 守 男

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
青森市	大字新城字平岡の一部	平成十五年四月三十日から平成十六年三月三十一日まで
弘前市	大字小沢字広野、御笠見、沢田、葎原、蟹沢、山下	
八戸市	大字坂元字山下の一部	
黒石市	大字白銀町字久保下、姥畑、新九郎時目 大字山形町の一部 浦町二丁目の一部 浦町一丁目の一部 大字前町のの一部 大字市ノ町のの一部 大字横町のの一部 大字中町のの一部 大字浜町のの一部 大字株木の横丁 大字油横丁 大字甲徳兵衛町の一部 大字乙徳兵衛町の一部 大字寺小路 大字上町 大字内町 大字甲大工町の一部 大字乙大工町の一部	

五所川原市	大字元町の一部 大町一丁目の一部 大町二丁目の一部 一番町のの一部 ぐみの木一丁目の一部
むつ市	大字飯詰字影日沢の一部、石田の一部 大平町の一部 大湊新町の一部

青森県告示第三百十五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十五年四月三十日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 作業種類
基本測量（二万分の一数值地形図ファイル作成作業）
- 二 作業期間
平成十五年六月一日から平成十六年三月三十一日まで
- 三 作業地域
青森市

青森県告示第三百十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十五年四月三十日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 作業種類
基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業期間
平成十五年五月十九日から同年六月二十七日まで

岩崎村特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

1 幹線管渠

西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五〇の一地从同大字字浜野二五〇地先まで

2 終末処理場

西津軽郡岩崎村大字岩崎字平館一の一地内

三 工事の内容

1 幹線管渠

管路設備工事

2 終末処理場

処理設備工事

四 工事の完了の日

平成十五年三月十三日

青森県告示第三百二十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十五年四月三十日

青森県知事 木 村 守 男

一 公共下水道の名称

車力村特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

1 幹線管渠

西津軽郡車力村大字富泡字清水四の五地先から同村大字豊富字千貫一〇一の四

地先まで

2 終末処理場

西津軽郡車力村大字富泡字三室六二地内

三 工事の内容

1 幹線管渠

管路設備工事

2 終末処理場

処理設備工事

四 工事の完了の日

平成十五年三月二十六日

青森県告示第三百二十一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十五年四月三十日

青森県知事 木 村 守 男

一 公共下水道の名称

碓ヶ関村特定環境保全公共下水道

二 工事の区間

幹線管渠

南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字碓ヶ関八の一地从同大字字山神堂八九の五六

地先まで

三 工事の内容

幹線管渠

管路設備工事

四 工事の完了の日

平成十五年三月二十七日

青森県告示第三百二十二号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十五年四月三十日

青森県知事 木村守男

一 公共下水道の名称

市浦村特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

1 幹線管渠

北津軽郡市浦村大字相内字吉野一五の三四五地先から同大字字実取四二三地先まで

2 終末処理場

北津軽郡市浦村大字相内字実取四二三地内

三 工事の内容

1 幹線管渠

管路設備工事

2 終末処理場

処理設備工事

四 工事の完了の日

平成十五年三月十三日

青森県告示第三百二十三号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第

十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十五年四月三十日

青森県知事 木村守男

一 公共下水道の名称

川内町特定環境保全公共下水道

二 工事の区間

幹線管渠

下北郡川内町大字川内字休所五の三一地先から同字四二の二三地先まで

三 工事の内容

幹線管渠

管路設備工事

四 工事の完了の日

平成十五年三月二十八日

青森県告示第三百二十四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十五年四月三十日

青森県知事 木村守男

一 公共下水道の名称

佐井村特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

1 幹線管渠

下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目五七の二地先から同大字字大佐井一地先まで

2 終末処理場

下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目五七の二地内

三 工事の内容

1 幹線管渠

管路設備工事

2 終末処理場

処理設備工事

四 工事の完了の日

平成十五年三月二十日

青森県告示第三百二十五号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った公共下水道の終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十五年四月三十日

青森県知事 木 村 守 男

一 公共下水道の名称

脇野沢村特定環境保全公共下水道

二 工事の区域

終末処理場

下北郡脇野沢村大字脇野沢字辰内二六の一六四地内

三 工事の内容

終末処理場

処理設備工事

四 工事の完了の日

平成十四年十二月三日

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年四月三十日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュむつ新町店

むつ市新町一二の一〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 原田昭彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 原田昭彦

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十五年十二月十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、五〇〇平方メートル
六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

七〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

四五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一〇〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二七立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時（年間五日午前六時三十分、年間三十日午前八時）

閉店時刻 午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分（年間五日午前六時、年間三十日午前七時三十分）から午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十五年四月十七日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及びむつ市役所

2 期間

平成十五年四月三十日から同年八月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午前四時四十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年八月三十日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

平成一五・四・二三 第二一六四号	発行年月日 発行番号
告 示	区 分
第三〇二号	番 号
四	ペー ジ
下	段
二	行
五(マイナス五・五岩壁 五岩壁)	誤
五(マイナス五・五岸壁 五岸壁)	正

港 湾 空 港 課

平成一五・四・二六 第二八七号	発行年月日 発行番号		
告 示	目 次	区 分	
第二八七号		番 号	
四	一	ペー ジ	
上	上	段	
表中	四	二	行
基 点 一 三 、 一 二 、 一 一 、 補 助 点 一 〇	全 部	全 部 改 正	誤
一 基 点 一 三 、 一 二 、 一 一 、 補 助 点 一 〇	一 部	一 部 改 正	正

漁 港 漁 場 整 備 課

正
誤

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭